

大会召集

- 名称 奈良県建築労働協同組合 第76回定期大会
- 日時 令和6年11月17日(日)・午前9時
- 場所 組合本部会館

全奈良県建築ニュース

発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
<http://www.narakenchiku.com>
access-mail@narakenchiku.com

皆さんのお力添えによって組合をさらに強固なものに
10月末組織数は2232名となり、前月より10名の減少！
9～10月の組織拡大月間中の新規加入者は14名。

拡大目標100名は到達できませんでしたが、今年度の新規加入者は95名となりました。各支部の工夫を凝らした拡大運動と仲間一人ひとりの努力によって 新規加入者目標達成支部得られた成果です。

組織拡大運動にご協力ありがとうございました。

各支部では新規加入者目標を打ち立て、この1年間（R5年11月～R6年10月）奮闘してきました。その目標を達成した支部は奈良支部はじめ8支部となりました。

各支部では新規加入者目標を打ち立て、この1年間（R5年11月～R6年10月）奮闘してきました。その目標を達成した支部は奈良支部はじめ8支部となりました。

拡大運動の推進には未加入者の掘り起こしが欠かせません。そのためには仲間の横のつながりと協力が大きなかぎを握っています。

拡大運動は支部役員だけではなく、仲間全員が組織拡大強化の重要性を認識して取り組む必要があります。

現場等で未加入者がいれば「組合の仲間に入らへんか」「未加入者を紹介して」と、ひそかに、現場での加入促進を粘り強く展開していきましょう。

新規加入者拡大目標		
	目標(名)	新加入者(名)
奈 良	3	15
都 祁	1	2
郡 山	3	4
天 理	5	11
東 宇 陀	1	1
北 葛	15	25
香 芝	2	3
十 津 川	1	1



関西地協の運動前進に向けて意思統一

関西地協の運動前進に向けて意思統一
現場等で未加入者がいれば「組合の仲間に入らへんか」「未加入者を紹介して」と、ひそかに、現場での加入促進を粘り強く展開していきましょう。

建設労働者・職人の賃金確保、労働条件に関する要請運動を起こしました。

建設職人労働者の生活に必要な賃金として1日8時間、週40時間労働で月額60

ハウス・積水ハウス・住友林業・大林組・大成建設・清水建設・長谷工・奥村組要請運動を起こしました。

建設労働者・職人の賃金確保、労働条件に関する要請書」を5

社に文書要請。

建築職人労働者の生活に必要な賃金として1日8時間、週40時間労働で月額60

万円以上・日額26,000円以上の賃金確保を実現しました。

今こそ関西地協各組合

がより綿密に連携を深め、

関係を築き、時代に即し

働き方改革の完全施行により、労働者の出退勤単価が12年連続の引き上げとなりました。全国職種平均では5.9%

引き上げられ23,600円となりました。

これは全建総連、各組合での要求運動、国・

業界団体による現場從事者の待遇改善策の推進等により、建設労働者の賃金水準は増加傾向が続いてきました。

しかし、全建総連の賃

金実態調査でも全職種平均00円以上の賃金確保要

求や建設業法の遵守、不

払い時の対応、手間請け

など要請項目に挙げ

ていくことを決意しま

関西地協・第64回定期大会 建設労働者の賃金・労働条件改善をめざして

機関紙が
ホームページでも
ご覧になります
詳しくはこちら⇒



休憩時間のコーヒーと共に、現場や事務所でも全奈良県建築ニュースを読んでみませんか。
(組合からのお知らせ欄で閲覧)



関西各地から51名の建築職人仲間が参集し、仲間の仕事と暮らしぶる賃上げや法定福利費の確保。

CCUS推進などを通じた建設技能労働者の待遇改善の運動など、この一年間を総括し、運動のさらなる前進と組織拡大、団結の強化に向け

ました。

（組合本部 能城記）

木造戸建の大規模なリフォームは建築確認手続きが必要になります

2022（令和4）年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』（令和4年法律第69号）により、建築確認手続きの対象の見直しが行われます。

① 建築確認手続きの対象となります

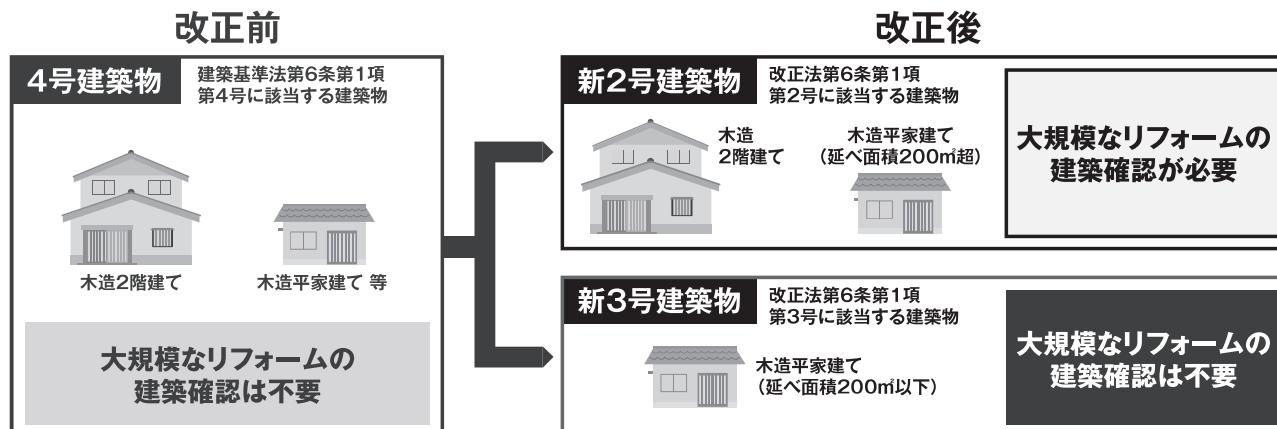
二階建ての木造戸建等で行われる大規模なリフォーム^{*1}で、2025年4月以降に工事に着手するものは、事前に建築確認手続き^{*2}が必要となります。

キッチンやトイレ、浴室等の水回りのリフォームや、バリアフリー化のための手摺やスロープの設置工事は手続き不要^{*3}です。

*1：建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一層以上について行う過半の改修等を指します。例えば、階段の架け替え工事や屋根の全面的な改修等は該当しますが、屋根や壁の仕上げ材のみの改修等は該当しません。

*2：建築確認手続きは、工事に着手する前に手続を終える必要があります。また、現行法に適合していない箇所があれば別途適合させる工事が必要な場合があります。

*3：工事内容によっては大規模なリフォームに該当する場合があるので、建築主事または指定確認検査機関へご相談ください。



② 建築士による設計・工事監理が必要です

延べ面積が100m²を超える建築物^{*4}で、大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事監理が必要です。（建築基準法第5条の6の規定による）

*4：建築士法第3条の2及び第3条の3の規定により、都道府県が別途延べ面積等を定めている場合があります。

詳細はこちら ■大規模なリフォームについて
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kijunhou0001.html

建築基準法改正 建築確認



法人になっても中建国保で 健保適用除外は国が定めた制度

国土交通省では、建設業における人材確保と、公平で健全な競争環境の構築を目的に、社会保険未加入対策を進めています。社会保険とは、一般的に「健康保険・厚生年金・雇用保険」の3つがあげられます。このうち健康保険については「中建国保に加入しているが大丈夫か？」という問合せを受けることがあります。

全ての法人事業所と従業員5人以上の個人事業所は、法律により「協会けんぽ」と「厚生年金」への加入が義務付けられています。

しかし、すでに中建国保に加入している組合員さんは「健保適用除外承認申請を行い、承認を受けることで、健康保険は中建国保に残ったままで、年金だけを厚生年金とすることが可能です。これは国が認めてる制度で建設業許可申請や経営事項審査においても「保険加入」の扱いとなり「適法」です。

また、適用除外の承認を受けた事業所が従業員を新たに雇用する場合も「健康保険適用除外承認申請」を行い、承認を受けることで厚生年金と中建国保の組み合わせで加入することができます。

しかし、元請や上位企業、社労士の指導では、健保適用除外により建設国保に加入している仲間に對し、「建設国保は社会保険未適用である」との誤った認識により、協会けんぽへの加入指導が行われている事例がありますのでご注意ください。

なお、常勤労働者が5人未満の個人事業所は「協会けんぽ」に加入する必要はなく、中建国保のままで問題ありません。

これから法人設立を検討している方、設立が決まったらすぐに組合に連絡を

あらたに法人事業所を設立したり、すでに健保適用除外の承認を受けている事業所が常勤労働者を雇用した場合でも「適用除外」の手続きが必要です。事由発生の日から14日以内に事業所所在地を所管する年金事務所に申請しなければなりません。

手続きが遅れた場合、中建国保の資格を失うこともありますのでご注意ください。

◆あなたはどこに該当しますか、ご確認ください！

		健康保険		年 金	雇用保険
A	法人事業所	◎		◎	◎
		協会けんぽ	建設国保 (適用除外申請)	厚生年金	雇用保険
B	個人事業所 (従業員5人以上)	◎		◎	◎
		協会けんぽ	建設国保 (適用除外申請)	厚生年金	雇用保険
C	個人事業所 (従業員5人未満)	◎		○	◎
		市町村国保	建設国保	国民年金	雇用保険
D	一人親方	◎		○	加入義務なし (入れません)
		市町村国保	建設国保	国民年金	

◎は社会保険の強制適用事業所。
上記のとおり加入していれば
適正な加入となります。

ご注意を！
健保適用除外をしている事業所は適法です。
上位企業や自治体からおかしいと言われた
ら組合にご相談を！

「建設工事請負契約書」の印紙税の 軽減措置が延長されます。

租税特別措置法により、「建設工事請負契約書」について、印紙税の軽減措置が講じられ税率が引下げられています。

軽減措置の対象となる契約書のうち、記載金額が100万円を超えるもので、平成26年4月から令和9年3月31日までの間に作成されるものです。

契約金額(抜粋)	
建設工事請負契約書	軽減後の税率
100万円超 200万円以下	200円
200万円超 300万円以下	500円
300万円超 500万円以下	1千円
500万円超 1千万円以下	5千円
1千万円超 5千万円以下	1万元

*軽減措置の対象となる請負契約書は、建設工事の請負契約金額が100万円以下のものは、軽減措置の対象となりません。

税金相談 ～税理士による～

まかせて安心・組合の税金対策活動

年間をとおし、学習会の開催や税理士による税金相談を行っています。特に、3月15日の『確定申告』にあわせた税金対策活動は、1月下旬から3月までの期間、所得税・消費税の学習会や決算指導又、税理士による個別相談を実施しています。

日常の記帳には、つけやすい「所得計算書」等を利用し多くの組合員が組合内申告会をとおして、自主申告に参加しています。

また、「税務署からのお尋ね」や、「個別調査」のときは、税理士による相談窓口を設置して、組合員の利益(納税者の権利)を守って解決に努めています。

- 記帳学習会、税務相談(無料相談)
- 確定申告に向けた学習会・決算指導

日頃、税金の諸問題でお悩みの組合員仲間はお気軽にご相談下さい。
相談員として組合顧問税理士が対応させて頂きます。

組合員 2,232名 支部組織人員(令和6年10月20日現在)	
奈 良	135
生 駒	179
山 添	30
都 祐	17
郡 山	55
斑 鳩	43
天 理	163
東 宇 陀	17
田 原 本	71
北 葛	297
桜 井	122
香 芝	105
宇 陀	129
樋 原	480
菟 田 野	41
東 吉 野	19
御 所	82
吉 野	51
中 吉 野	64
五 条	96
川 上	11
西 吉 野	7
天 川	2
十 津 川	13
下 北 山	3
合 計	2232

ようこそ 組合の仲間へ

令和6年10月新加入(敬称略)

支 部	氏 名	年 龄	職 種	紹介者
生 駒	二宮 真悟	27	造 園	松井 崇眞
天 理	池田あい梨	28	建築大工	池田 吉範
天 理	山口 笑瑠	21	配 管 工	山口 郭貴
樋 原	岡田 博和	47	建 築	浅岡 政則



仲間の声を機関紙に
みなさんからの投稿記事を
お待ちしております。



今月の労災事故件数

(令和6年9月21日～
令和6年10月20日まで)

一人親方0件／一括有期4件

項 目	一 人 親 方	一括有期		合 計
		職 人	業 主	
1. 墜落・転落	0	1	2	3
2. 転倒	0	0	0	0
3. 飛来・落下	0	1	0	1
4. 電動工具	0	0	0	0
5. 切れ・擦れ	0	0	0	0
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	0	0	0
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他(激突・感電等)	0	0	0	0
合 計	0	2	2	4

『先月より10名減』

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や建災防奈良県支部では
各種技能講習会をおこなっています。
※(組本)は組合本部が会場

○ 奈良県労働基準協会主催
問合せ先 0742-136-12040

○ 玉掛け技能講習
学科 11月21日～22日(組本) 実技 11月25日

○ 建築物石綿含有建材調査者講習
学科 11月12日～13日(組本)

○ 石綿作業主任者技能講習
学科 12月12日～13日

○ 有機溶剤作業主任者技能講習
学科 11月28日～29日

○ 建設業労働災害防止協会主催
問合せ先 0742-122-133-45

○ 石綿作業主任者技能講習
学科 R7年1月28日～29日

○ 建築物石綿含有建材調査者講習
学科 R7年1月22日～23日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良県支部まで
お問い合わせ下さい。
お問い合わせ下さい。
お問い合わせ下さい。
お問い合わせ下さい。

情報コーナー

中建国保加入者の方へ

今お手元にある中建国保の保険証は
“有効期限”まで使用できます！
(誤って破棄しないようにご注意ください！)

保険証の新規発行が停止となる
令和6年12月2日以降の取り扱いについて

- ・家族が加入されるときも…
- ・住所がかわったときも…
- ・保険証を紛失してしまったときも…



令和6年12月2日以降は

中建国保から新たに保険証を発行することができません

◆保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)の保有状況により、[資格情報のお知らせ] もしくは [資格確認書]を交付します。

資格情報の お知らせ	マイナ保険証を 持っている方	資格確認書	マイナ保険証を 持っていない方。 マイナカードを 持っているが マイナ保険証の 利用登録をして いない方
病院等のカードリーダーに不具合があったときなどに、マイナ保険証と一緒に、A4型・カード型のどちらかを提出してください ※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません	これまでの保険証と同様に病院等で提示することで受診できます		

資格情報の
お知らせ

+

資格情報
の
お知らせ

資格確認書

A4通知型 と カード型(ピンク色)

カード型 (水色)

※令和7年度以降はすべての方に、保険証に代わって「資格情報のお知らせ」か「資格確認書」のどちらかを交付します。

※3月末に開催している被保険者証更新会(仮称:中建国保学習会)を通じてお渡しさせて頂きます。

マイナ保険証をお持ちの方へ

マイナ保険証をお持ちの方であっても、氏名や住所が変わられた際は、必ず中建国保へすみやかに届け出てください。マイナンバーカードの券面の氏名や住所を変更しても、中建国保に登録された氏名や住所は変わりません。また、家族が加入するときは、引き続き、届出書へのマイナンバーの記入にご協力をお願いいたします。

組合本部の窓口業務について

組合本部へのご来局は、
事前にお電話をお願い致します。

組合活動にご協力ならびにご理解を賜り厚くお礼申し上げます。本部職員の離職・退職により、窓口や電話等でお待ち頂くことが多くなっています。また、役所等への手続き外出で留守がちとなり、ご来局頂いたにもかかわらず十分な応対が出来ない場合もあります。大変、ご不便をお掛け致しますが、ご来局の際は事前にお電話をお願い申し上げます。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

建築組合本部 ☎ 0744-22-5115



10月4日の午後から
車2台に分乗し、支部
長はじめ顧問さんや支
部役員さん計6名で斑
鳩町を中心に安全パト
ロール及び組織拡大運

動を実施しました。
生憎の雨で現場が止
まっているところもあ
りましたが、1棟だけ
足場や養生共きつかり
されており、施主さんも
おられて和氣あいあい
の現場のようでした。

組合員さんの現場があ
りました。足場や養生共
きつかりされており、施
主さんもおられて和氣
あいあいの現場のよう
でした。

（支部長 田中輝彦記）

その後、役場・公民館・銀行・農協・斑鳩各ロビーに組合のポスターを貼らせて頂きました。知り合いの職員さんがいましたのでお願いしてきました。

それと組合に入つてお
らない職人さんがいたので、組合の説明を
させてもらい組合パン
フ等を渡して加入をお
願いしました。

安全パトロール&組織拡大運動

斑鳩支部

組合内事業所でも重大災害が多発しています。
スレート屋根、梁からの転落事故が連続。

保護帽や安全帶着用・足場の設置などを順守し、安全作業に従事してください。

元請現場で労働者を1人でも雇用している事業主は、一括有期労災に加入を！

下請の職人がケガした場合にも、事業主の責任となります。

費用徴収制度

(1)労災保険に加入せずに、労働者が労働災害を発生した場合、ケガが治ゆするまでの治療費や休業補償等については一切補償しなければなりません。なお、労働災害後に労災保険に加入した場合には、災害に遭われた労働者やその遺族には労災保険は給付されます。ただし、「事業主」に対しては、“給付された金額の100%又は40%を徴収される厳しい罰則”があります。

(2)事業主の故意又は重大な過失によって発生した業務災害で保険給付を行った場合には、事業主の注意を促すため、その保険給付に要した費用の一部を事業主から徴収することとなっています。

この場合、保険給付額の30%が費用徴収となります。

※費用徴収の対象となるのは、休業補償給付・障害補償給付・遺族補償給付・傷病補償年金・葬祭料のうち療養開始後3年間に支給されるもの。

重大事故や死亡災害が発生してから労災保険に加入しておけば良かった、安全衛生管理や墜転落防止対策を徹底しておけば良かったでは遅すぎます。

一事業主の力ではとても対処することは出来ません。

中建国保のホームページを
ご活用ください。

保険料シミュレーション

所属の支部、保険料種別、家族数に応じた、月ごとの保険料が簡単な質問に答えるだけでわかります。

QRコードを読み取るとスマートフォン専用ページを見るることができます。

<http://www.chukken.or.jp>

